

## チーム・まちスタ視察研修

【平成 23 年 6 月 29 日実施】

◆ 研修先：米沢市総合政策課

◆ 研修内容：「米沢市協働推進条例について」

～ 条例検討の進め方と条例制定後の取り組み展開 ～

◆ 研修のねらい

基本条例を町民の参画と協働を進めるまちづくりの活きたルールとしていくため、住民の協働に特化させた条例を制定し、それを活用したまちづくりを進めている米沢市で研修することで、より具体的なイメージを持ち、今後の検討作業に活かしていくものとする。

◆ 研修参加者（計 12 名）

委員： 鈴木美智子 齋藤 禎 國分 浩実 梅木 均 石井 範子  
安藤 一雄 疋田 大 我妻 則昭 齊藤真奈美  
事務局： 課長 長南和幸 係長 渡部桂一 主任 高田謙

◆ 研修内容

※ 米沢市の状況説明と意見交換

※ 研修の際の説明者（3名）

米沢市協働推進市民会議会長 井上 恭子 氏

米沢市総合政策課地域振興主査 金子 吉洋 氏

米沢市総合政策課主任 佐久間竜太 氏

● 条例の制定まで

地域の様々な課題を解決していくため、市民と行政が一緒に考え、議論し、やるべきことを明確にしながら取り組みを進めていこうという考えに基づき、平成 19 年 8 月に公募による市民委員 13 名、市職員 8 名の計 21 名により米沢市協働推進市民会議（以下「市民会議」と記載します）を設置し、平成 20 年 10 月に提言書を市に提出、それをもととした米沢市協働推進条例（以下「推進条例」と記載します）が平成 21 年 3 月に議会で可決され、4 月から施行された。

条例を検討してきた市民会議として、条例が活きたものとしていくため、引継書を作成し、留意すべき事項などをまとめている。

（検討の際にポイントとなった事項）

- 活力に満ちた地域社会を作り上げることが目的であり、協働はその手段であること
- 市民と行政がともに何を目指していくのか共有することが重要であること
- 市民と行政それぞれがお互いの立場、考えを尊重し合うこと
- 町内会の活動は非常に重要であること
- 行政は協働の土壌づくりが重要な役割の一つであること

□ 活かした条例とするための仕組みづくり

● 条例制定後の取り組み

協働の取り組みに特化している推進条例において、具体的な協働の手段として「協働提案制度」を規定している。また、協働提案制度の審査や実施の際の調整・評価、市全般の協働に関する施策の進行管理を行う機関として「米沢市協働推進市民会議」が条例に規定、設置され、市民が提案する制度を市民自らが協働の観点から審査する仕組みをとっている。今のところ、協働の取り組みとして、具体的に動いているものは、「協働提案制度」と「米沢市協働推進市民会議」であるが、今後、市民会議において、「協働提案制度」の充実と、それに続く協働を推進する具体的な手立てを検討していく時期に入っている。

(意見交換の主な要旨)

- 推進条例には、議会の役割は入れていない。議会は別の視点・立場でチェック機能を発揮すべきという考えのもと、あえて外している。
- 協働提案制度が根付いていくため行っている工夫として、①わかりやすい募集要項の作成、②説明会&相談会の開催（市民会議による）を行っている。
- 市民会議や行政の担当部局だけのものにならないため、具体的に進めていく上で、職員、住民それぞれが、協働の必要性に対する理解度を高めるとともに、言葉の持つ真意を学び広げていくことが不可欠。そのための情報の発信や学ぶ機会を作ることが重要である。

◆ 研修の成果（参考とすべき点）

- 検討時、市民会議の中に3つの専門部会をおき、全体会と合わせ計70回超の会議を開催したとのことであり、委員の思いが凝縮された条例の内容となっていること。
- 協働の手段として規定した「協働提案制度」を、うまく機能させることに苦心している様子が垣間見えた。条例に具体的な手法を盛り込んだ場合、手段が目的化しないよう留意する必要があること。
- 町全体で参画と協働を進めていくためには、職員、住民それぞれが、参画と協働の必要性に対する理解を深めることと、言葉の真意を学び、広げていくことが重要であること。